

**宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影業務【単価契約】
に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、宍粟市 市長公室 地域創生課において、宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影業務【単価契約】（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的

ふるさと納税を募集する際に使用する返礼品PR用写真は、寄付者の関心を得るための重要な要素となっている。そのため、専門技術を有する民間事業者へ委託することにより、返礼品の持つ魅力を最大限に引き出し、寄付者から選択いただくことで、ふるさと納税による寄付金の安定的な確保及び特産品の知名度向上を図ることを目的とする。

(2) 件名

宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影業務【単価契約】

(3) 業務内容

別紙「宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影業務【単価契約】仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(4) 想定する数量及びカット等ごとの委託見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む）は以下のとおりとする。

カット項目	単価
① 皿盛・物品・生産イメージの撮影（想定する数量74品）	8,800円
② 料理イメージ写真の撮影（想定する数量3品）	11,000円
③ ブツ撮り・梱包写真の撮影（1組につき3カット） （想定する数量94品）	3,300円
④ 会社・人物・様子写真の撮影（1シーンにつき3カット）（想定する数量30シーン）	5,500円
⑤ 文字入れ画像作成（想定する数量99品）	2,750円
※ 総額1,431,650円見込み	
※ 現地撮影の場合、燃料代を別途支払う（仕様書参照）	

(5) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月18日まで

(6) 履行場所

宍粟市内において本市が指定する場所（別途、仕様書による）

(7) 留意事項

上記総額は見込み額であり、撮影スケジュール及び指定するカット数などにより変動する。

(8) その他

本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

単年度契約

宍粟市契約規則の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び課題写真等に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 契約候補者の選定方法

本業務は、ふるさと納税ポータルサイト掲載等に使用する返礼品の写真撮影や、返礼品説明画像等の作成を行うものである。ふるさと納税は、寄付の大半がポータルサイト経由であるが、寄付を募る際に重要な要素の一つが写真の品質である。返礼品の魅力を引き出し、その内容が寄付者に最大限伝わる写真を使用することは、多くの競合返礼品の中で本市返礼品を寄付者の目に止めることや、寄付に繋げるために必須である。

そのため、業務遂行にあたり撮影に係る専門知識や経験が必要とされることから、価格のみによる競争では目的を十分に達成できない可能性があるため、プロポーザルにより契約候補者を選定する。

(3) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(4) 契約条項

別紙「業務委託契約書」参照

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が「宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

4 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 公募開始日から契約締結の日までの期間において、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。

- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- エ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。
- オ 宍粟市暴力団排除推進条例第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号に該当しない者であること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- キ 宍粟市入札参加資格者名簿のうち県内業者として登録し、役務「写真撮影」に登録している者であること。ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。

5 スケジュール

予定日	事項
令和 5 年 8 月 22 日（火）	公募開始
令和 5 年 8 月 24 日（木） 【正午必着】	質問書受付期限（公募について）
令和 5 年 8 月 28 日（月）	質問に対する回答（ホームページ掲載）
令和 5 年 9 月 1 日（金） 【午後 5 時 15 分必着】	公募型プロポーザル参加申請書提出期限
令和 5 年 9 月 5 日（火）	参加資格審査結果通知 参加申込者へ被写体の詳細を送付
令和 5 年 9 月 7 日（木） 【正午必着】	質問書受付期限（課題について）
令和 5 年 9 月 11 日（月）	質問に対する回答（ホームページ掲載）
令和 5 年 9 月 19 日（火） 【午後 5 時 15 分必着】	課題写真等提出期限
令和 5 年 9 月 22 日（金）	審査
令和 5 年 9 月 26 日（火）	審査結果通知
令和 5 年 9 月 29 日（金）	契約締結

6 提出資料

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び宍粟市契約規則他の関係法令を理解・遵守の上で、以下の提出資料を期限までに提出することとする。各様式については、公告に定めた様式とする。

資料番号	提出書類名	様式	提出部数	提出期限	提出方法
1	質問書（公募について）	1	1	令和 5 年 8 月 24 日（木） 【正午必着】	電子メール・FAX
2	公募型プロポーザル参加申請書	2	1	令和 5 年 9 月 1 日（金） 【午後 5 時 15 分必着】	持参又は郵送
3	質問書（課題について）	1	1	令和 5 年 9 月 7 日（木） 【正午必着】	電子メール・FAX
3	見積書	別様式	1	令和 5 年 9 月 19 日（火） 【午後 5 時 15 分必着】	持参又は郵送
4	課題写真	任意 別紙参照	1		

5	取組方針及び企画提案書	任意	7		
6	同種・類似業務実績調査書	3	7		
7	業務体制表	4	7		
8	宍粟市暴力団排除推進条例に係る誓約書	別様式	1		
9	役員等調査及び照会承諾書	別様式	1		
10	辞退書	5	1	—	持参又は郵送

(1) 提出方法

原則、上記の提出方法によること。

郵送による場合は、郵送書留又は簡易書留郵便によること。

持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時15分までとする（正午から午後1時までを除く）。（※該当の場合に明記すること。）

なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

7 質問の受付・回答

(1) 受付期間

公募に関する質問：公募開始日～令和5年8月24日（木）正午（必着）

課題に関する質問：課題写真等詳細送付～令和5年9月7日（木）正午（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により電子メール又はFAXにて提出すること。いずれの場合も質問書の提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。なお、電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けない。

電子メールによる場合は、「宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影委託業務について」と表題を記載すること。

(3) 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市 市長公室 地域創生課 地域創生係

TEL：0790-63-3066

FAX：0790-63-3060 E-mail：chiikisosei-kk@city.shiso.lg.jp

(4) 回答

・公募に関する回答

令和5年8月28日（月）午後1時以降、宍粟市ホームページに掲載する。

・課題に関する回答

令和5年9月11日（月）午後1時以降、宍粟市ホームページに掲載する。

※個別には回答しない。

宍粟市ホームページURL：https://www.city.shiso.lg.jp

質問した業者名は公表しない。質問受付締切り後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

8 公募型プロポーザル参加申請書の提出

参加意向のある者は、「公募型プロポーザル参加申請書（様式2）」を下記の方法により提出すること

(1) 受付期間

令和5年9月1日（金）午後5時15分必着

(2) 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎 3 階
宍粟市 市長公室 地域創生課 地域創生係

(3) 提出方法

閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

9 課題写真等の提出

(1) 提出書類

① 課題写真（任意：別紙 課題写真について参照）

② 取組方針及び企画提案書（任意様式）

本業務に対しての取組方針を記載すること。また、仕様書に記載する業務内容及び独自に企画する内容で、本市ふるさと納税業務の遂行により高い効果が見込まれる提案等がある場合は記載すること。

③ 同種・類似業務実績調書（様式3）

本業務と類似業務の受注実績がある場合は記載すること。

④ 業務体制表（様式4）

予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。また、予定する責任者（総括責任者を含む。）及び担当者を明確に記載することとし、それぞれの者の実施業務について記載すること。

⑤ 見積書（別様式）

ア 見積総額、及び仕様書に記載するカット等（①皿盛・物品・生産イメージの撮影（撮影小道具等の使用を含む）②料理イメージの撮影③ブツ撮り・梱包写真の撮影④会社・人物・様子写真の撮影⑤文字入れ画像作成）ごとの額が分かるよう記載すること。

イ 「2 業務概要」の「(6) 委託見積限度額」に記載する各カット等ごとの委託見積限度額を超えないよう注意すること。

ウ カット等ごとの見積額には返礼品事業者との打ち合わせ業務に係る費用も含むこと。

エ 見積総額及びカット等ごとの額は消費税及び地方消費税を含まないこと。

オ 必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、必ず封書（すべての継ぎ目を見積書に使用した印で封印すること）で提出すること。封筒の表には、件名及び宛名（宍粟市長あて）とともに、商号又は名称、所在地を記載すること。

(2) 提出部数

上記（1）提出書類の①については別紙を参照し提出すること。②～④については、正

本を1部、副本を6部提出することとし、正本1部は会社名等を記載し、副本6部は提出者を特定することができる内容の記述を記載しないこと。また、⑤については1通提出すること。

(3) 提出期限

令和5年9月19日(火)午後5時15分(必着)

(4) 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 本庁舎3階
宍粟市 市長公室 地域創生課 地域創生係

(5) 提出方法

提出書類は、上記(1)提出書類の①についてはDVD-Rに保存した電子データ、②～⑤については、紙媒体とし、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(6) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出書類の規格は、A4判、用紙縦使い、横書き、片面印刷、文字サイズ11ポイント以上(表、フロー図等のフォントは自由)で作成し、各ページ下部にページ番号を表示すること。
- ② 書類提出後の追加、訂正は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。

10 選定に関する事項

別途設置する「宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影業務【単価契約】に係る宍粟市プロポーザル選定委員会」において、提出書類の内容をもとに評価し業務受託候補者を選定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) 審査(書類選考)

- ア 評価については事務局で定めた審査項目及び基準に基づき採点し、合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。
- イ プロポーザル審査における最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を業務受託候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とし、プロポーザル参加者が1者のみの場合も同様とする。
- ウ 辞退する場合は、速やかに辞退書(様式5)を市に提出すること。

(2) 選定結果の通知

- ア 選定委員会による選定終了後、宍粟市ホームページにて公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
市ホームページによる公表は、受託候補者については名称及び評価点数とし、次点以下の者については評価点数のみとする。(応募者名は公表しない。)
- イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。
- ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について上記アの通知日の翌日から起算して7日以内(土・日曜日、祝日を除く)に書面(任意様式)により、市長に説明を求めることができる。なお、非特定理由については、当該応募者の非特定理由、及び

評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

(3) 契約

特定された受託候補者と、評価した課題写真等を基に協議を行ったうえで、契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。

なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

(4) 契約保証金

宍粟市契約規則第 30 条第 1 項第 7 号により免除とする。

11 その他注意事項

(1) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。

(2) 提出された書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しない。

(3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

(4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。また、関係書類に記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等の場合を除き、変更することができない。

(5) 参加申請後又は課題写真等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書(様式 5)により、市に提出すること。

(6) 業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。

(7) 無効となるプロポーザル

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合

カ 同一提案者が 2 案以上の課題写真等を提出した場合

(8) 失格となるプロポーザル

ア 提案内容の如何に関わらず、契約上限額を超えた見積の場合

イ 審査基準で設定する基準点を下回った場合

(9) 個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(10) 守秘義務

受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示してはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。

- (11) 提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

12 提出先、問合せ先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎 3 階
宍粟市 市長公室 地域創生課 地域創生係
電話番号：0790-63-3066
FAX：0790-63-3060
E-mail：chiikisosei-kk@city.shiso.lg.jp

宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影業務【単価契約】に関する
公募型プロポーザルにおける課題写真について

1 課題写真に使用する被写体の指定について

課題写真に使用する被写体は以下の3点とする。被写体の詳細は、令和5年9月5日以降に参加申請書提出者に対しメールにて送信する。

- (1) はちみつ (250g 程度のもの)
- (2) ラーメン (5食入り袋麺)
- (3) 米 (2kg のもの)

2 課題写真のカット等について

以下の写真を、それぞれ1600×1600ピクセルで撮影・作成し、JPEG形式・カラーモードRGBで保存すること。

(1) はちみつ

- ・使用イメージ写真 1種類
- ・梱包写真 1種類
- ・文字入れ画像 1種類 ※イメージ写真への文字入れ、テキストの割合等に制限なし。

(2) ラーメン (乾麺、インスタント)

- ・料理イメージ写真 1種類
- ・ブツ撮り (調理前) 1種類
- ・文字入れ画像 1種類 ※イメージ写真への文字入れ、テキストの割合等に制限なし。

(3) 米

- ・物品イメージ写真 1種類
- ・ブツ撮り 1種類
- ・文字入れ画像 1種類 ※イメージ写真への文字入れ、テキストの割合等に制限なし

3 提出物

各被写体につき計3枚(3被写体で合計9枚)を提出すること。

4 被写体の入手方法

課題写真に使用する被写体は、参加申請者が直接入手すること。入手方法は問わないが、被写体の入手に関する代金は参加申込者負担とする。なお、課題写真に使用する被写体については、それぞれ下記の値段を上限として入手すること。

- (1) はちみつ (250g 程度) 1,000円
- (2) ラーメン (5食入り袋麺) 800円
- (3) 米 (2kg のもの) 1,500円

5 課題写真提出期限

令和5年9月19日(火)

午後5時15分必着

6 課題写真の提出方法

撮影した課題写真は、下記内容でDVD-Rに保存した電子データで提出すること。

※「2 課題写真のカット等について」で指定した項目名をつけたファイルごとに保存すること。

※領収書等、購入した被写体の金額がわかるものの写しも提出すること。

7 その他

- ・参加申込者が使用できる被写体は、各被写体につき原則1個とする。
- ・課題写真に使用する被写体の費用は参加申込者負担とする。
- ・写真及び作成する画像には、自社名及びロゴマーク等は一切記載しないこと。

1. 審査における評価項目及び配点

	評価項目	評価の着目点	配点	割合
1	取組方針及び企画提案書	ふるさと納税制度及び本市ふるさと納税の現状を把握し、本業務の趣旨や目的、必要性等に十分理解があるか。また、本業務に対する取り組み方針及び考え方が妥当であるか。また、本業務に対する取組方針や考え方は妥当であるか。	5点	5%
2	課題写真	返礼品の正しい情報が得られるか、また、撮り方等に工夫が見られ返礼品の魅力が十分に表現されたものであるか。 (1)はちみつ ・料理イメージ写真 10点 ・梱包写真 10点 ・文字入れ画像作成 10点 (2)ラーメン ・料理イメージ写真 10点 ・ブツ撮り（調理前） 10点 ・文字入れ画像作成 10点 (3)米 ・物品イメージ写真 10点 ・ブツ撮り 10点 ・文字入れ画像 10点	90点	90%
3	同種・類似業務実績調書 及び業務実施体制調書	過去の実績等から、提案内容を遂行するために必要な知識・経験があり、事業遂行能力が十分であると認められるか。 また、起用できるカメラマンの人数や個人の素質は、本事業にマッチし、人員や経営状況等は、提案内容を確実に実施できる業務遂行体制が十分に整っているか。	5点	5%
		合計	100点	100%

4	見積評価	見積金額は妥当であるか。	5点	
---	------	--------------	----	--

※見積評価については事務局で行い、選定委員会による審査は行わない。

※選定委員会による評価を行った後、見積評価の点数を加算する。